

東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）

1 趣旨

平成 13 年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、国の基本計画及び愛知県の推進計画を基本として、東浦町における子ども読書活動の推進をしています。東浦町子ども読書活動推進計画（第二次）の期間が平成 31 年 3 月末で終了することに伴い、引き続き当該計画を推進するため、「東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）」を作成しました。

2 目的及び背景

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、市町村は子ども読書活動推進計画の策定に努めることとされています。

東浦町では、平成 21 年に 5 ヶ年計画である「東浦町子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定し、子どもの読書環境の整備を図りました。平成 26 年にはそれまでの取り組みについての成果と課題を踏まえ、「東浦町子ども読書推進計画（第二次）」を策定しました。

平成 31 年 3 月末で第二次計画期間が終了することに伴い、国及び愛知県の基本方針に即して、子ども読書に関する活動を総合的かつ計画的に実施するため、「東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）」を作成しました。

3 実施機関の考え方

東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）を策定するために、東浦町子ども読書活動推進会議を開催し、基本方針を決定しました。また、推進委員の意見を踏まえ、東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）を作成しました。今後は、当該計画に基づき、東浦町子ども読書活動を推進していきます。

4 概要

東浦町子ども読書活動推進計画（第三次）（案）は第 1 章から第 8 章で構成されており、それぞれで、当該計画における東浦町の現状、第二次計画の振り返り、第三次計画の基本方針について記載しています。

第 1 章では国、愛知県及び東浦町の子ども読書環境の状況について記載しています。

第 2 章から第 3 章では、東浦町子ども読書活動推進計画（第二次）についての、概要及び取り組み結果について記載しています。

第 4 章から第 7 章では東浦町子ども読書推進計画（第三次）の基本方針、取り組み内容及び施策体系図について記載しています。

第 8 章では、東浦町子ども読書推進会議の推進体制及び努力目標について記載しています。